

○工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議事務の取扱いについて
(昭和37年12月27日島交第733号県警察本部長例規通達)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第80条第2項の規定に基づく「工事又は作業を行なう場合の道路管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第2号）」の規定による協議については、次の事項に留意の上、実施に遺憾のないようにされたい。

記

1 連絡協調の緊密化について

道路の工事等については、通路の管理者と警察署長との間で従来においても相当緊密に連絡されていたところであるが、最近の道路交通の情勢にかんがみ、双方の立場の理解と権限の尊重を基盤として、現実の事象に対する総合的、統一的判断により、それぞれの施策が円滑、かつ、合理的に実施されるよう交通警察と道路管理行政との完全な協調を図るよう連絡体制を強化確立すること。

2 協議事項の解釈等について

工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令第1項各号に規定する協議事項の解釈は、次のとおりである。

(1) 工事等の時期（第1号）

「工事等の時期」には、工事等を行う時期及び時間が含まれる。

(2) 工事等の方法の概要（第2号）

「工事等の方法の概要」について協議が必要とされるのは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な範囲において、警察署長と道路の管理者との権限の調整を図ろうとする趣旨によるものである。したがって、「工事等の方法」とは、時間的、場所的な施行の順序（工事の分割施行予定）工事用機械器具及び工事用資材等の配置状況、保安施設の設置状況等をいい、設計の技術的内容に立ち入るようなものは含まない。

(3) 工事等を行う場合における道路交通に対する措置（第3号）

「工事等を行う場合における道路交通に対する措置」は、道路の管理者が、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づく通行の禁止又は制限の処分に伴う道路標識の設置、う回路等、信号装置又は手旗等による交通整理等の方法並びに警察官の配置要望等が含まれる。

3 協議の対象について

道路の管理者が道路の新設又は改築のため道路において工事を行おうとする場合においては、現に供用を開始している道路の部分についてのみ協議の対象とすること。

4 道路の管理者が日常の管理行為として行う維持作業の場合の協議の取扱いについて

道路の管理者が、道路を常時良好な状態に保持するため日常の管理行為として行う維持作業のうち、歩車道の局部的欠損部の修理、舗装道における目地及び亀裂のてん充又は表面処理、砂利道における砂利等の補給、道路上におけるさく、駒止地点標、道路標識、区画線の設置及び維持又はこれらに類する作業であって、道路の通行を禁止し、又

は制限する必要があると認められるものについては、あらかじめ一括協議するものとして取り扱うこと。

5 工事等の計画の連絡について

道路の工事等の計画は、その実施に当たって交通警察としてとるべき措置に少なからず影響を及ぼすものであるから、道路管理者に対し、できるだけ早い時機に工事等の計画を連絡するようあらかじめ協議しておくこと。

6 協議の回答について

工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議とは、合議の結果双方の意思が合致した場合のこと。すなわち、同意に近いものをいうのであつて、単に意見を聴くことではないから、協議の照会を受理したときは、工事等の時期、工事等の方法及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置の内容を検討し、照会内容が不明瞭なものについては責任者の出頭を求め、あるいは現地説明を求める等によって工事の内容、方法等を十分に把握し、交通の安全と円滑を図るため次の諸点に留意の上、道路工事施行のための交通障害が起こらないよう交通警察の立場からみた具体的かつ積極的な意見を回答すること。

- (1) 道路工事の施行による交通の渋滞を来さないようにするため、並行道路の工事を同時に行い、またはう回道路として使用される道路の工事と本道路の工事とを同時に行うことのないようにする。
- (2) 幹線道路又は交通がふくそうする道路において行われる道路工事又は占用工事で交通に支障を与えるものは、緊急の場合を除き夜間において施行し、昼間は交通に支障を与えないように措置する。昼間において行う工事は車道以外の部分及び交通に支障を与えないよう措置した部分に限る。
- (3) 片側通行を許しながら施行する道路工事又は占用工事については、通行の用に供する部分の路面は常時良好な状態に維持して、交通に支障を与えないようにする。また、掘さく土はもちろん、工事用材料、機械器具等を通行の用に供する部分及び人家の前に放置しないようする。
- (4) 工事は、地域の実情に即応し、適切な時期に、かつ、速やかに施行し、特に行楽シーズン、年末等交通の著しくふくそうする時期を避けて実施する。
- (5) 長区間の工事は、適宜分割施行、待避所の仮設等により車両の交通が渋滞しないようにする。
- (6) 工事中の交通整理、う回路及び標識の整備等についても十分の措置を講ずる。この場合、交通の禁止、制限に関する道路標識の設置は、当該工事現場の直前へ形式的に設置することのないようにする。特に全面交通禁止の場合は、当該地点へ到達するまでの間のう回道路の分岐点、交通要点等の必要箇所へ設置し、交通の円滑化を図るよう措置する。

7 協議内容の厳正な履行について

工事等の実施に当たっては、道路管理者に対して協議内容の厳正な履行に努めさせること。このため直営工事の場合の監督体制の確立強化はもちろん、請負工事の場合は、協議内容を請負契約の条件にさせるとともに、請負業者に対する監督を強化し、当該条件の履行確保に努めさせること。

協議内容の不履行に原因する交通障害が生じたような場合は、速やかに道路管理者へ警告し、交通の円滑化を促進すること。

8 協議内容変更の場合の措置について

協議成立後において協議内容を変更する必要があるときは、速やかに道路管理者へその旨を通知し、変更に係る事項について再協議すること。

9 交通規制等についての協力について

工事等を行う場合における交通規制について道路管理者から協力を求められたときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置を講ずるよう努めること。

10 協議の方法及び協議文書の様式

協議の方法については、道路管理者側と意見の調整を図った結果次によることとしたから、誤りのないようにすること。

(1) 県道及び市町村道の道路管理者から警察署長への照会は、協議照会書（別記様式第1）によって行い、これに対する回答は協議回答書（別記様式第2）によって行うものとする。ただし、災害復旧緊急工事等で、交通の危険を防止するため、緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまのないものは口頭により協議し、事後速やかに文書により協議すること。

(2) 国道の道路管理者と警察署長との協議は、別添「工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議に関する取扱要領」によって次のとおり行うものとする。

ア 文書による協議は、同取扱要領の別記様式による協議書2通を工事事務所長が作成し、警察署長に提出する。警察署長は、これを審査し、必要事項を記入の上10日以内に1通を工事事務所長に返送する。（同取扱要領4条）

イ 災害復旧緊急工事等で緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまのない場合は、口頭で協議することができる。（同取扱要領6条）

ウ 工事等で通行を禁止し、又は制限をしないものは協議を要しない。（同取扱要領7条）

エ その他協議の細部については、同取扱要領を参照すること。

(3) 道路管理者が工事等を行う場合において、道路法第46条第1項第2号の規定に基づき通行の禁止又は制限をしようとする場合の警察署長に対する通知は、この協議が成立したものについてのみこの通知があつたものとして処理すること。

別記様式第1・別記様式第2〔略〕

別添

工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議に関する取扱要領
(趣旨)

第1条 道路管理者中国地方建設局長の行う事務を分掌する工事事務所長(以下「所長」という。)が、一級国道において工事又は作業(以下「工事等」という。)を行う場合の道路交通法(昭和35年法律第105号)第80条第1項に基づく道路管理者と警察署長との協議は、法令の定めによるほか、この要領による。

(工事等の計画の連絡)

第2条 所長は、毎年5月に当該年度に実施する工事等の計画を5万分の1の図面に工事施行箇所、延長、施行予定時期等を記入の上、所轄警察署長(以下「署長」という。)並びに県警察本部長にそれぞれ1部提出するものとする。

(協議の対象)

第3条 この要領に従って協議を要する工事等の範囲は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 既に供用を開始されている道路において行う改築、修繕、災害復旧、維持管理、測量、調査等に関するもの
- (2) 道路予定地と既に供用を開始されている他の道路とが交差するとき、その道路が一般乗合旅客自動車運送事業としての路線に認定されているものについては、当該交差部分に係るもの

(その都度文書による協議)

第4条 所長は、道路の改築、修繕、災害復旧等に係る工事等のため、道路の交通を禁止し、又は制限する必要があると認めたときは、別記様式による協議書2通を作成し、署長に提出するものとする。

2 署長は、前項の協議書を受領したときは、速やかに審査し、必要事項を記入の上、10日以内に1通を所長に返送しなければならない。

(一括協議)

第5条 所長は、日常の管理行為に伴い、道路の交通を禁止し、又は制限する必要があるもののうち、著しく交通を阻害するおそれのあるもので次に掲げる事項については、5万分の1の図面に必要事項を記入し、一括協議するものとする。

- (1) 砂利道の砂利等の補充
- (2) 舗装道路における目地及び亀裂のてん充又は表面処理
- (3) 歩車道の局部的欠損部の修繕
- (4) ガードレール、区画線の設置及び維持
- (5) その他これらに類する作業

2 前項による工事等の実施に当たっては、必要に応じ事前に口頭で署長に連絡するものとする。

(口頭協議)

第6条 前2条の規定にかかわらず災害復旧緊急工事等で緊急を要し、かつ、あらかじめ

文書により協議するいとまのないものは、口頭で協議することができる。

(協議を必要としないもの)

第7条 工事等で通行を禁止し、又は制限をしないものは、協議を必要としない。ただし、工事等の内容によって所長が協議を必要と認めたものは、工事等の着手前にその都度口頭で連絡するものとする。

(工事等の時期)

第8条 工事等の時期とは、工事等を行う期間及び時間をいう。したがって、時間については、明記できる場合を除き、昼間又は夜間に区分し、時間については口頭で協議するものとする。

(工事等の施行方法の概要)

第9条 工事等の施行方法とは、設計の技術的な事項は必要なく交通に関連する事項が目的であるから、時間的、場所的な施行の順序(工事の分割施行の予定等)並びに工事事業用機械器具及び資材等の配置状況及び防護施設の設置状況等を具体的に記載するものであって、これらの事項に基づき1工程による標準の計画を100分の1ないし1000分の1の平面図又は見取図に記載するものとする。

(交通の禁止)

第10条 工事等を行う場合における交通の禁止については、道路標識並びに道路法第48条の規定に基づく建設省内部規程による道路工事現場における標示施設及び防護施設の位置並びに回り道等を1000分の1ないし5000分の1の平面図又は見取図に記載するものとする。

(交通の制限)

第11条 工事等を行う場合における交通の制限については、前条の標識及び施設と併せて信号装置又は手旗等による交通整理等の方法の標準計画を第9条による平面図に併記するものとする。

(交通規制の協力)

第12条 署長は、工事等を行う場合の交通規制等について所長から協力を求められたときは、所長と一体となって道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議内容の厳正な履行)

第13条 所長は、工事等の実施に当たっては協議内容の厳正な履行に努め、直営工事の場合はもとより請負工事の場合においても協議事項を請負業者に履行させるため、請負契約の条件として、特記仕様書に協議の内容を明記し、監督体制の確立強化に努めるものとする。

(協議内容の変更)

第14条 第4条ないし第6条による協議成立後において協議の内容を変更する必要があるときは、速やかに相手方に通知するものとする。

2 協議の手続は、第4条ないし第6条の手続により行うものとする。

(工事等の責任者及び連絡先)

第15条 工事等の責任者は所長とし、工事等の実施に伴う連絡先は当該工事を担当する出張所長とする。

(その他)

第16条 この要領により難い事項又は疑義を生じた場合は、その都度協議するものとする。

(施行期日)

第17条 この要領は、昭和36年5月10日から施行する。

別記様式〔略〕